

別記

岩手県立久慈拓陽支援学校給食調理等業務委託仕様書

受託者は、委託業務の実施に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号。以下、「衛生法」という。）、学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）、学校給食衛生管理の基準（平成21年4月1日文部科学省制定）、その他関係法令等を遵守し、業務を誠実に履行するものとする。

1 委託業務の内容

本校の児童・生徒及び職員等の給食に係る次の業務とする。

- (1) 調理・盛付け
- (2) 食器等の洗浄
- (3) 調理室内施設・設備の清掃および整理整頓
- (4) その他委託業務に付帯する業務

2 委託業務の実施場所

岩手県久慈市侍浜町堀切10地割56番地46 岩手県立久慈拓陽支援学校寄宿舎棟

3 委託業務の規模

- (1) 学校給食 児童生徒 66人 指導者 37人 計 103人
- (2) 舎食 児童生徒 28人 指導者 12人 計 40人
- (3) 実施日数 原則土曜日、日曜日及び祝日並びに夏季及び冬季休業等（以下、「長期休業」という。）を除く日のうち、委託者が定める日とする。
- (4) 年度内の実施回数及び食数（見込）

区分	朝食	昼食			夕食	合計
		学校給食	寄宿舎食	小計		
回数	153	196	2	198	153	504
食数	4,682	18,372	68	18,440	5,202	28,324

ただし、学校行事等により日程、対象者及び食数の一部を変更することがある。

4 委託業務の仕様

- (1) 受託者は、委託者の提供する施設及び設備並びに用水、給湯、電気、ガスを使用して委託業務を行なうものとする。
- (2) 食材料等は、委託者が調達するものとし、受託者は、委託者から供給を受けた材料を衛生的に整理・保管しなければならない。
- (3) 献立表は、委託者が作成するものとする。
- (4) 委託者は、献立表を原則として1週間単位に作成し、前週の木曜日までに受託者に示すものとする。
- (5) 委託者は個別に特別食調理の必要が生じた場合は、これを速やかに受託者に通知するものとし、受託者はその指示に従い業務を実施するものとする。なお、その数量・調理法等については、必要に応じて両者間で確認を行なうこと。

- (6) 受託者は、調理に当たっては、学校給食用の材料を他の調理に使用してはならない。
- (7) 受託者は、次に掲げる給食開始時間までに調理業務を完了するものとする。ただし、委託者が必要に応じて変更する場合には、事前に連絡するものとする。
 - ア 朝食 7:00
 - イ 昼食 11:45 (検食用は11:30)
 - ウ 夕食 17:10
- (8) 委託者は毎日の食数を、原則として当日の7日前までに通知するものとする。
なお、通知した数量に変更がある場合、その都度連絡するものとする。
- (9) 長期休業中は始業式又は全校集会の前日をめどに調理室内施設・設備の清掃を行なうこと。
- (10) 受託者は、施設及び設備の維持保全、委託業務の作業管理、衛生管理及び食材料等管理については、関係法令等に基づき、善良な管理者の注意をもってその業務に当たらなければならない。
- (11) 受託者は、施設・設備機器の不具合が生じた場合には、速やかに委託者に報告するものとする。

5 委託業務従事者の配置

- (1) 受託者は、委託業務に従事する者（以下「委託業務従事者」という。）を岩手県立久慈拓陽支援学校に配置するものとし、そのうち1名以上は、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有し、過去10年以内に学校給食業務に1年以上の経験を有する者を常勤で配置すること。
- (2) 受託者は、委託業務従事者の略歴、資格、免許、その他必要な事項を記載した履歴書等を委託業務従事者名簿（様式第1号）に添えて委託者に届け出なければならない。
- (3) 委託者は、委託業務従事者のうち業務を実施させるのに不適当な者がいると認めるときは、理由を示して受託者に必要な指示をするものとする。

6 委託業務従事者の管理

- (1) 受託者は、委託業務従事者の身分保障、就業、健康管理について自らこれを行なうものとするが、この場合において、岩手県立久慈拓陽支援学校の運営に支障をきたすことのないように留意するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務従事者に一定の被服を着用させ、委託業務従事者であることを明瞭にしなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務従事者の健康診断を年1回及び検便を月2回実施し、その結果を健康診断結果報告書（様式第2号）により速やかに委託者に報告しなければならない。
- (4) 検便の検査項目は様式第2号で定める項目に加え、10月から3月の期間については、月に1回、ノロウイルス検査を実施すること。

7 その他の注意事項

- (1) 食堂内における配膳及び下げ膳は、原則として児童生徒及び指導者が行なうものとする。
- (2) 受託者は、用水、給湯、電気、ガスの使用に当たっては、節約に努める等、効率的に使用すること。

- (3) 受託者は、残菜等の処理及び残菜置き場の清掃について責任を持って行なうこと。
- (4) 委託者は、委託業務従事者の休憩室として、指定する1室の使用を許可するものとし、その使用料は徴収しないものとする。
- (5) 受託者は、火気取扱いには十分注意し、火災などの予防に万全を期すること。
- (6) 受託者は、契約期間内に衛生法の規定による営業許可証が変更又は更新された場合は、変更又は更新された営業許可証の写しを提出すること。
- (7) 受託者は、年度更新の都度、納税証明書（岩手県県税条例第4条に掲げる税目及び消費税）を提出すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項等については、委託者、受託者の協議の上決定し、委託者の指示に従い委託業務を実施するものとする。